

京都市告示第650号

道路法第48条の20第1項の規定に基づき、歩行者利便増進道路を指定しましたので、同条第5項の規定により次のとおり告示します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和5年2月15日

京都市長 門川大作

1 歩行者利便増進道路の指定日

令和5年2月15日

2 道路の種類及び路線名

一般市道蛸薬師通

(主要府道下鴨京都停車場線から一般市道新京極通までの区間)

3 歩行者利便増進道路として指定する区間

京都市中京区奈良屋町301-1から東側町503-12地先(別紙参照)

4 歩行者利便増進道路として指定する時間

道路交通法で定める「歩行者用道路」として規制している交通規制実施時間内(午後1時から午前5時まで)とする。

5 図面縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局道路河川管理課

6 縦覧期間及び時間

令和5年2月15日から同年3月17日まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

## 歩行者利便増進道路として指定する区間

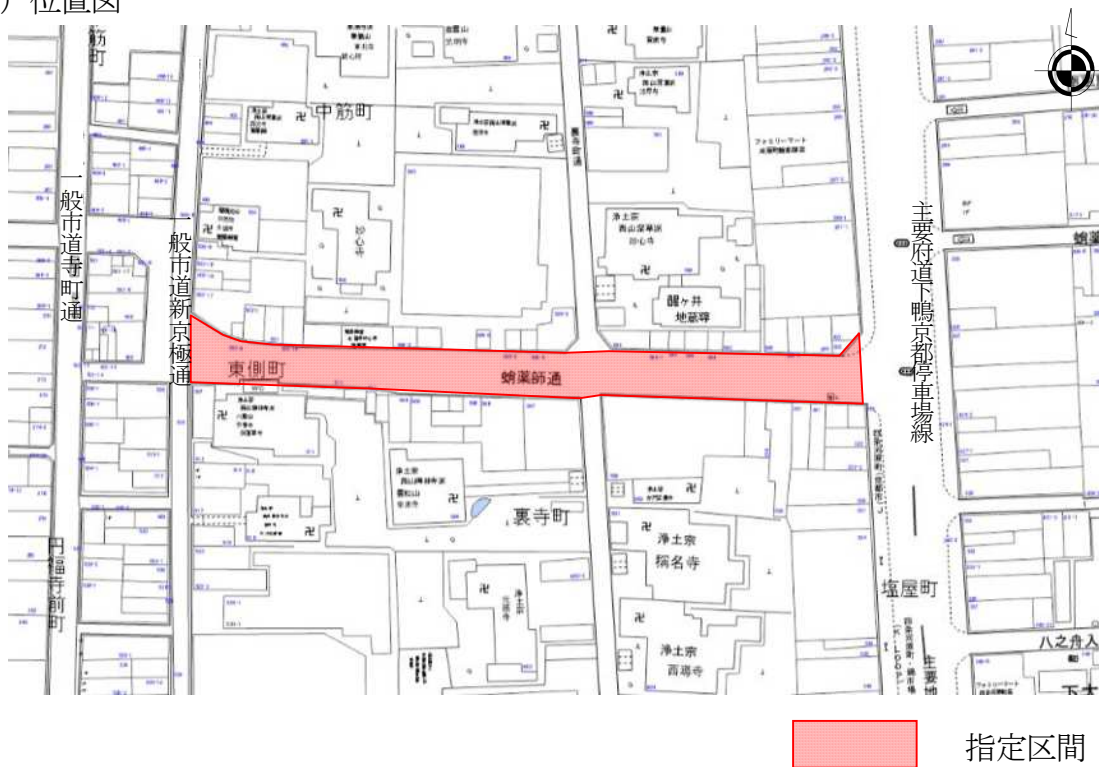
(1) 路線名

一般市道蛸薬師通（主要府道下鴨京都停車場線から一般市道新京極通までの区間）

(2) 場所

京都市中京区奈良屋町301-1から東側町503-12地先

(3) 位置図



(4) 指定区間

166.8m

(5) 交通規制

午後1時から午前5時まで車両通行禁止

※ 道路占用は、交通規制時間の範囲内とする。

(建設局土木管理部道路河川管理課)